

○高花委員長 ただいまより、子育て文教常任委員会を開会いたします。

本日の出席委員は全員であります。

それでは、会議を進めてまいります。

初めに、1、請願・陳情議案の審査についてを議題といたします。

まず、請願第1号、いじめ対応及び調査に関することについてに関わりまして、委員の皆様から特に御発言はございますか。

(「なし」の声あり)

○高花委員長 なければ、判断できる状況にあるか、各党派、無所属横山委員に確認いたします。

それでは、自民党・市民会議。

○佐藤委員 判断できます。

○高花委員長 民主・市民連合。

○品田委員 判断できます。

○高花委員長 公明党。

○駒木委員 判断できます。

○高花委員長 日本共産党。

○中村みなこ委員 判断できます。

○高花委員長 無所属横山委員。

○横山委員 判断できます。

○高花委員長 全会派等が判断できるとのことでしたので、請願第1号について、採択、不採択の判断を、意見開陳を含めて伺っていきたいと思います。

初めに、自民党・市民会議。

○佐藤委員 自民党・市民会議は、請願第1号について、結論は、不採択であります。

理由は、今回示された請願の中の請願事項、これについては、調査委員会の調査活動及び調査内容に制限を加えるために、十分な調査活動ができなくなる可能性があります。そのことによって、適切な再発防止策が策定できなくなるおそれがあるので、不採択が適当と判断いたしました。

以上です。

○高花委員長 続きまして、民主・市民連合。

○品田委員 民主・市民連合も願意に沿いがたいと考えております。

以下、簡潔に理由を述べます。

いじめに関わる事例や要因は多種多様であり、早急な対応が求められます。家族関係や家庭環境の調査を必ず後回しにするということは、かえって問題の解決を遅らせることになる可能性もあると考えます。適切な調査ができない可能性も出てきますので、願意に沿いがたいと考えます。さらに、請願事項1(4)については、常任委員会に調査委員の罷免の有無を審議する権限はないと考えます。

よって、願意に沿いがたいと判断いたしました。

○高花委員長 次に、公明党。

○駒木委員 請願第1号、いじめ対応及び調査に関することについて、請願者の願意には沿いがたく、本請願につきましては、不採択と判断させていただきました。

以下、簡潔に理由を述べます。

現在も、調査に係り、個人情報を守らなければならないということを厳守するものと認識しており、承諾を得られない場合は、録音、録画を行っていない状況であり、お互いの共通認識の下、行っているところから、願意には沿いがたく、同意できないものと考えます。

以上の理由から、公明党会派としまして、請願第1号につきましては、不採択とすべきと判断させていただきました。

○高花委員長 日本共産党。

○中村みなこ委員 日本共産党も、不採択とすべきものと判断いたします。

理由としては、請願事項1(1)のいじめの実態が明らかになる前に、家庭に関する聞き取りを禁止することとありますが、家族関係や家庭環境を心配するのは、調査や相談に当たるものとしては当然の行為です。むしろ、背景を把握する上で欠かせないことであり、十分な配慮をしながら、速やかに調査を進めるべきと考えます。

また、この請願における署名は、調査の手法を問題にしていますので、一義的な対応は議会ではなく、調査の主体である教育委員会や市長に要請または署名提出すべきだと考えます。その上で、同趣旨の要請を議会にもかけて、執行機関を牽制することはあり得ます。

以上、2つの理由で、請願第1号の願意には沿えず、不採択とすべきものと考えます。

○高花委員長 次に、無所属横山委員。

○横山委員 請願第1号については結論としては願意に沿いがたいというふうに判断をして、不採択とするべきものと考えます。

理由は以下2点、簡単に述べたいと思います。

まず、要旨で述べられている現状認識については、学校現場で勤務したものとしては理解できる部分もあるのですが、子育てが家庭環境に問題があるという先入観を持って、そういう事例が後を絶たないと言及している部分については、やや疑義があるのではないかなというふうに思います。

また、いじめの実態等を明らかにするために、保護者に対して状況や意見を聞いたりすることは、少なくとも学校での調査においては、通常行われていることと認識をしています。

特に、再発防止策については、当然保護者の協力等も要請しながら、執り行われるべきものですので、むしろ、保護者からの聞き取りや連携などが積極的に行われている部分もあるのではないかなというふうに考えます。

また、請願事項の中の聞き取りの制限、録画、録音の必要性等については、これは様々な場面によっては必要な場合もあると思いますけれども、学校での初期対応の聞き取り等まで含めて一律、対象にされるということは現実的ではないというふうに考えます。

以上です。

○高花委員長 それでは、不採択とすべきものとするので全会派等一致となったことから、請願第1号につきましては、不採択とすべきものと決定することで御異議ありませんか。

(「なし」の声あり)

○高花委員長 御異議なしと認めます。

よって、請願第1号につきましては、不採択とすべきものと決定いたしました。

本会議における委員長口頭報告案の作成につきましては、正副委員長に一任願えますでしょうか。

(「はい」の声あり)

○高花委員長 それでは、そのように扱わせていただきます。

続きまして、陳情第1号、旭川市いじめ問題再調査委員会の対応改善を求めることについて、委員の皆様から特に御発言はございますか。

(「なし」の声あり)

○高花委員長 なければ、各会派、無所属横山委員に、判断できる状況にあるかを伺いたいと思います。

まず、自民党・市民会議。

○佐藤委員 判断できます。

○高花委員長 民主・市民連合。

○品田委員 判断できます。

○高花委員長 公明党。

○駒木委員 判断できます。

○高花委員長 日本共産党。

○中村みなこ委員 判断できます。

○高花委員長 無所属横山委員。

○横山委員 判断できます。

○高花委員長 それでは、全会派等が判断できるということで、陳情第1号についての採択、不採択の判断を、意見開陳を含めて伺っていきたいと思います。

まず、自民党・市民会議。

○佐藤委員 自民党・市民会議は陳情第1号について、不採択の判断をいたしました。

以下、簡潔に理由を述べます。

陳情事項は、再調査委員会の活動に対する政治的介入のおそれがあり、再調査委員会の公平、中立的な活動を阻害するもので、不採択すべきものと判断いたしました。

○高花委員長 民主・市民連合。

○品田委員 民主・市民連合としましても、願意に沿いがたく、不採択の判断をいたしました。

以下、簡潔に理由を述べます。

再調査委員会の設置に至るまでの経緯には一部賛同できる部分もありますが、陳情事項は、関係生徒に対する聞き取り調査時の弁護士以外の代理人の同席を認め、その代理人と連絡調整を求めるというものです。専門家でもない人が入ることで、かえって混乱を招くおそれもあり、また、政治的利用や売名行為に加担するおそれもあります。

また、8月の記者会見によりまして、既に関係者への聴取はほぼ終わったという報告もあり、時期を失していると考えます。

よって、願意に沿いがたいと判断させていただきました。

○高花委員長 次に公明党。

○駒木委員 陳情第1号、旭川市いじめ問題再調査委員会の対応改善を求めることについて、陳情者の願意には沿いがたく、本陳情につきましては、不採択と判断させていただきました。

以下、簡潔に理由を述べます。

いずれにしましても、重要なのは、いじめ調査の公平性を徹底して行う中、真相解明につながっていくことと思います。

再調査委員会がより慎重に進めている状況であるとの理由から、公明党会派としまして、願意には沿いがたく、陳情第1号につきましては、不採択とすべきと判断させていただきました。

○高花委員長 次に、日本共産党。

○中村みなこ委員 日本共産党も、陳情第1号は不採択と判断すべきと考えております。

旭川市いじめ問題再調査委員会を設置した経過は、我が会派でも疑問を呈してきました。再調査ありきで、前調査の報告が出る前から、再調査や並行調査に言及してきたことは問題があると考えています。

しかし、この陳情第1号では、本来知り得ない調査の手法や、遺族側の代理人との関係など、事実関係が確認されていないことが前提とされています。

ですから、陳情第1号の願意には沿えず、不採択とすべきものと考えます。

以上です。

○高花委員長 次に、無所属横山委員。

○横山委員 陳情第1号について結論としては願意に沿いがたく、不採択とすべきと判断をします。

理由は以下のとおりです。

まず、要旨に述べられている再調査委員会設置に至るまでの経緯ですとか、当該委員長に対する疑念等については、これまでの議会においても様々議論されてきています。十分、議論が尽くされて、疑念が完全に晴れたとは言いがたい面もありますが、既に再調査委員会による調査が進行している中で、調査方針や調査方法に対して改善を求めるなどの行為は、逆に再調査委員会の公平性や中立性を損なう可能性もあるし、むしろ混乱を生じさせるおそれがあるというふうに考えます。

具体の陳情事項について、少し要旨とかけ離れているようなところもあるように思いますが、代理人の立会いというのは理解できる部分もないわけではありませんけれども、弁護士以外の代理人がどのような人物を想定しているのか、どういう場面なのか、具体的に明らかにされていない中では、なかなか同意できないというふうに考えます。

基本的には、再調査委員会と聞き取り調査対象の当事者及び保護者との間で調整、対応されるべき事項ではないかというふうに考えます。

以上です。

○高花委員長 それでは、不採択とすべきものとするので全会派等一致となったことから、陳情第1号につきましては、不採択とすべきものと決定することで御異議ありませんか。

(「なし」の声あり)

○高花委員長 御異議なしと認めます。

よって、陳情第1号につきましては、不採択とすべきものと決定いたしました。

本会議における委員長口頭報告案の作成につきましては、正副委員長に一任願えますでしょうか。

(「はい」の声あり)

○高花委員長 それでは、そのように扱わせていただきます。

次に、2、令和5年第4回定例会提出議案についてを議題といたします。議案第1号及び議案第2号、議案第5号及び議案第7号の以上4件につきまして、理事者から説明願います。

○坂本いじめ防止対策推進部長 議案第2号、令和5年度旭川市一般会計補正予算のうち、いじめ防止対策推進部所管分について御説明申し上げます。

補正予算書事項別明細書の21ページを御覧ください。3款民生費、2項児童福祉費、1目児童福祉総務費のいじめ防止対策費について、会計年度任用職員の給与等の改定に伴い、70万円を補正するものでございます。

以上でございます。

○浅田子育て支援部長 議案第2号、令和5年度旭川市一般会計補正予算のうち、子育て支援部所管に係る事項につきまして、補正予算書に基づき御説明申し上げます。

まず、給与改定によるもののみを理由とする補正予算につきましては、25事業ございまして、1千770万4千円、財源は、国庫支出金が192万9千円、道支出金が45万3千円、繰入金が25万5千円、一般財源が1千506万7千円となっております。

次に、補正予算書の21ページを御覧ください。3款2項1目の産前・産後ヘルパー事業費でございます。産前産後ヘルパー事業の利用者が当初見込みよりも大幅に増加したことにより、事業実施に係る予算が不足するため、310万1千円を補正しようとするもので、全額一般財源でございます。

次に、22ページの児童手当支給費でございます。令和4年度に受領した国庫交付金、及び道費負担金が超過交付となったこと等に伴い715万8千円を補正しようとするもので、全額一般財源でございます。

次に、母子福祉資金等貸付事業特別会計繰出金でございます。母子福祉資金等貸付事業特別会計の母子福祉資金等貸付事業における給与改定に伴う人件費の増の財源として繰り出しを行うことに伴い、13万6千円を補正しようとするもので、全額一般財源でございます。

次に、施設等利用費給付費でございます。令和4年度に国から受領した子育てのための施設等利用給付交付金が超過交付となっており、償還が必要となったため、671万6千円を補正しようとするもので、全額一般財源でございます。

次に、ファミリーサポートセンター運営費でございます。ファミリーサポート事業等の利用者が当初の見込みよりも大幅に増加したことにより、事業実施に係る予算が不足するため、139万2千円を補正しようとするもので、財源は国庫支出金及び道支出金がそれぞれ12万8千円、一般財源が113万6千円となっております。

次に、23ページ、4款1項1目の子ども医療費助成費でございます。対象となる児童の医療機関等の受診に伴う助成件数が当初の見込みよりも大幅に増加したことにより、事業実施に係る予算が不足すること等に伴い、1億8千745万5千円を補正しようとするもので、財源は道支出金が2千410万8千円、一般財源が1億6千334万7千円となっております。

次に、29ページ、10款7項1目の高等学校等振興費でございます。私立高等学校入学一時金減免補助金等の補助対象者の増に伴い、事業実施に係る予算が不足するため、109万3千円を補正しようとするもので、財源は、繰入金が71万2千円、一般財源が38万1千円となっております。

す。

続きまして、議案第5号、令和5年度旭川市育英事業特別会計補正予算について御説明申し上げます。補正予算書の46ページを御覧ください。歳出の表の1款1項1目貸付事業費、及び2目給付事業費について、給与改定に伴い、36万9千円を補正しようとするもので、財源は全額繰入金でございます。

最後に、議案第7号、令和5年度旭川市母子福祉資金等貸付事業特別会計補正予算について御説明申し上げます。補正予算書の55ページを御覧ください。歳出の表の1款1項1目母子福祉資金等貸付事業費について、こちらも、給与改定に伴い、13万6千円を補正しようとするもので、財源は全額繰入金でございます。

以上が、子育て支援部所管の補正予算の概要でございます。よろしくお願いたします。

**○品田学校教育部長** 令和5年度旭川市一般会計補正予算のうち、まず、議案第1号につきまして御説明申し上げます。2ページの補正予算書事項別明細書を御覧ください。下の歳出であります、10款2項小学校費、1目学校管理費、学校感染症対策支援費、補正額4千380万円、10款3項中学校費、1目学校管理費、同じく学校感染症対策支援費、補正額2千208万円であります。

新型コロナウイルス感染症が5月に5類に移行いたしました。感染症対策としての換気の確保は今後も引き続き必要となるため、国からの補助金を受け、学校の換気対策の整備を支援する事業であります。国の要領が改正され、各学校の児童生徒数に応じた3区分の上限額はそれぞれ34万円、51万円、67万5千円引き上げられたことに伴い、必要な額を補正しようというものであります。

なお、本事業は、換気対策として簡易型のクーラーやルームエアコンの設置が認められておりますが、今年度中に事業を執行しなければならず、早期に着手する必要がありますことから、先議として補正予算案を提出させていただくものであります。

歳入であります。同ページの上段になります、17款2項7目教育費国庫補助金、14節学校保健特別対策事業費補助金3千294万円を追加しようとするもので、ただいま説明しました事業費における補助上限額の引上げに伴う国庫補助額の増によるというものでございます。

また、一般財源分として21款1項1目財政調整基金繰入金、1節財政調整基金繰入金に3千294万円を追加するというものでございます。

議案第1号は、以上でございます。

続きまして、議案第2号、令和5年度旭川市一般会計補正予算の学校教育所管分につきまして御説明申し上げます。

補正予算書事項別明細書の27ページになります。補正予算のうち、まず、会計年度任用職員の報酬等の見直しに伴う補正を行う19事業について御説明いたします。各事業ごとの補正額については省略いたします。中ほどにあります、10款1項2目事務局費の管理事務費、3目教育指導費の適応指導教室運営費、英語教育推進費、いじめ問題対策推進費、教育指導費、10款2項1目学校管理費の管理事務費、学校給食管理費、学校用務管理費、富沢ふれあいの家管理費、2目教育振興費の学校図書館活性化推進費、小学校教科書採択費、少人数学級編制費、特別支援教育推進費、就学助成費、次のページ、就学費用支援事業費、次に、10款3項1目学校管理費のうち、学校給食管理費、学校用務管理費、2目教育振興費のスクールカウンセラー活用推進費、学校図書館活性化

化推進費、以上19事業、合計では9千180万円を、会計年度任用職員の給与等の改定に伴い補正しようというものであります。

次に、同じページの上から2つ目の事業であります、10款2項小学校費、3目維持修繕費、学校施設冷房設備整備費、補正額、2億5千906万7千円、中段にあります10款3項中学校費、3目維持修繕費、同じく学校施設冷房設備整備費、補正額1億2千478万2千円であります。学校施設の暑さ対策として、エアコン等の整備を進めるための事業を新たに実施しようというものであります。今年の猛暑に加え今後も気温の上昇が想定されることを考えますと、児童生徒の教育環境にとって暑さ対策は喫緊の課題となっております。しかしながら、本市では学校施設の冷房設備の整備が進んでいない状況で、新たにエアコン等を設置する場合も、電源改修が必要となるなどの課題があるところであります。そのため、中長期対策として、今後数年間をかけて、学校施設への冷房設備の整備を進めていく計画とし、この2事業につきましては、繰越明許費を設定した上で、次年度に向け早期に対応できるものから着手することとしております。

冷房設備の整備計画ですが、具体的には、先ほど説明をいたしました学校感染症対策支援費において、換気対策も兼ねた簡易クーラーの設置、またエアコン未整備の保健室へのルームエアコンの設置のほか、各学校において可能な範囲でルームエアコンを設置し、財源を有効活用することを考えております。ただいま説明しました、学校施設冷房設備整備費の2事業では、児童生徒が暑さを避けることのできるスペースとして多目的教室へのエアコンの設置、また、熱を遮る機能を持つカーテンの導入など、引き続き簡易クーラーの設置を進めるとともに、必要となる電源改修を行いたいと考えています。さらに大規模な電源改修が不要であり、かつ、児童数が多い小学校10校の普通教室等に先行してエアコンを設置するための調査を行います。

なお、他の学校の普通教室につきましても、簡易クーラーの設置やカーテンの導入により、暑さ対策を進めるとともに、必要な電源改修を行いながら、今後数年間で全普通教室にエアコンを設置するほか、職員室へのエアコン設置も進めていく予定としております。

次に、歳入であります。補正予算書事項別明細書の13ページになります。17款2項1目総務費国庫補助金、3節新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金に41万7千円を追加し、17ページに飛びますが、1番下にあります24款1項7目教育債、1節学校教育施設等整備事業債に1億270万円を追加しようというものであります。

戻りまして、補正予算書4ページになります。下の第4表地方債補正（変更分）の表の学校教育施設等整備事業につきましては、市債の補正に伴いまして、限度額を7億1千850万円に引き上げようとするものです。

次に、繰越明許費ですが、同じページの1番上の第2表繰越明許費補正（追加分）を御覧ください。10款2項小学校費、学校施設冷房設備整備費、2億5千422万7千円、3項中学校費、同じく学校施設冷房設備整備費、1億2千478万2千円であります。

ただいま説明しました、学校施設への冷房設備の導入を早期に着手するとともに、次年度の夏に向け、円滑に事業を進めるため、必要となる事業費を繰越明許費として、令和6年度に繰越ししようとするものでございます。

以上でございます。よろしくお願いたします。

○佐藤社会教育部長 議案第2号、令和5年度旭川市一般会計補正予算のうち社会教育部所管分に

つきまして御説明申し上げます。

会計年度任用職員の給与改定に伴い、各事業において計上されている報酬給料及び職員手当等の予算を補正しようとするものでございます。補正予算書の28ページを御覧ください。中ほどにあります10款、5項社会教育費、1目社会教育総務費、常磐館管理費、補正額45万7千円、社会教育振興費、補正額23万2千円、文化振興費、補正額5万9千円。次に、2目公民館費、地域を支えるシニア世代人材育成費、補正額37万7千円、公民館管理費、補正額582万円。次に、3目図書館費、図書館管理費、補正額647万4千円、図書館事業活動費、補正額4万3千円。次に、4目、博物科学館費、科学館管理費、補正額150万円、博物館管理費、補正額48万円、次のページに行きまして、7目彫刻美術館費、彫刻美術館管理費、補正額112万2千円、彫刻美術館事業活動費、補正額10万7千円の11事業で合計しますと1千667万1千円、財源につきましては、全て一般財源としております。

○高花委員長 ただいまの説明につきまして、特に御発言はございますか。

（「なし」の声あり）

○高花委員長 なければ、本日のところは説明を受けたということにとどめておきたいと思えます。

議案の説明に関わり出席している理事者につきましては、退席していただいて結構です。

次に、3、報告事項についてを議題といたします。

令和5年第4回定例会提出議案に関わる事項であります、明星中学校耐震改修工事に係る変更契約の締結についてにつきまして、理事者から報告願います。

○品田学校教育部長 報告第1号の専決処分の報告につきましては、総務常任委員会の所管ではありますが、学校教育部に関わりがございまして御説明いたします。

本件は令和5年6月16日に議決をいただき、契約締結した明星中学校耐震改修工事についての変更契約に関するものでございます。変更内容につきましては、RC耐震壁の新設に当たり、既存躯体の一部がぜい弱であったため、接着系アンカーの施工に支障がないよう、当該部分の補修を行うよう設計変更を行い、契約金額を増額するというものでありまして、令和5年10月20日に専決処分させていただいたものでございます。

以上よろしく願いいたします。

○高花委員長 ただいまの報告につきまして、特に御発言はございますか。

（「なし」の声あり）

○高花委員長 なければ、ただいまの報告に関わり出席している理事者につきましては、退席していただいて結構です。

次に、提出議案以外の事項であります、旭川市立雨紛保育所の閉所に向けた手続の開始について、理事者から報告願います。

○浅田子育て支援部長 旭川市立雨紛保育所の閉所に向けた手続の開始について、報告いたします。資料を御覧ください。

本市は、旭川市地域保育所条例に基づき、農山村地域における保育の受皿として、地域保育所を設置しており、現在は5か所が閉所となり、雨紛保育所を含む10施設を保有しているところでございます。この地域保育所は、従前より利用児童数の減少と、これによる休所が生じていたことから、平成30年12月に地域保育所の統廃合に係る地域別の計画を策定し、雨紛保育所は、利用児



児童数の減少などによっては、休所の措置を講じつつ、地域と協議の上、廃止の可否を検討しております。本保育所は、利用者ゼロのため、令和3年度から休所状態が継続しており、地域における就学前児童数の推移、あるいは全市的な保育に係るニーズ量の減少などから、今後、利用児童が生じる可能性は低いものと考え、本年4月以降、地区市民委員会及び、地域住民等で構成する雨紛保育所運営委員会と意見交換を行ったところ、市と同様の認識であり、令和5年度末をもって閉所することについて、理解が得られたところでございます。このため、雨紛保育所の閉所に向けた手続を開始することとし、今後、地域住民等を対象とした説明会を実施し、その内容等も踏まえて、関連議案の提案について検討を進めてまいります。

以上、よろしくお願い申し上げます。

○高花委員長 ただいまの報告につきまして、特に御発言はございますか。

○横山委員 指摘と、お考えがあればちょっと伺いたいと思いますが、雨紛保育所の閉所に向けての判断については、やむを得ない部分もあるかなというふうに理解をしたいんですけども、別の地域で、神居古潭にお住まいになられている方から、やっぱり就学前のお子さんが出て、保育を考えてほしいんだという声がありました。現状の制度の中ではなかなか難しいということで、これまでも伺ってはいるんですけども、特に、農村地域で、たとえ一人でもそういうお子さんがいるときに、行政としてはやっぱり対処することを考えていかなければならないんじゃないかっていうふうに、私は問題意識を持っているんですけども、そんな部分について何らかの対策を考えていく、そういうお考えはあるのかどうかだけ、1点伺いたいと思います。

○宮川子育て支援部 こども育成課長 今、御指摘いただいた、特に農山村地域の保育ニーズについては、確かに全市的に見れば、保育ニーズは減少しているという状況はございます。例えば中心部ですとか、市街地の場合であれば比較的その代替施設というものが確保しやすいと。ただ、それに対して今お話しいただいた神居古潭ですとか、やはり農山村地域については、なかなかその近場の保育所といっても限界があると。そういう面では、例えばこの地域保育所が仮に休所状態が続いたとしても、地域の方々、あるいはそれぞれその地域の方々を中心とした運営委員会をそれぞれ持っておりますので、その方々とのお話をさせていただきながら、閉所という判断については、慎重に考えたいと思っております。

また、そうは言っても、これから、そういう地域で保育ニーズが生じた場合、どうするんだという話も当然ございます。それについては、その地域で箱を維持する、確保するという考え方もあるかもしれませんが、例えばこのソフト的な取組というものも、他都市の事例等も踏まえながら、検討していく必要があると認識をしております。

○高花委員長 他に御発言ございますか。

(「なし」の声あり)

○高花委員長 なければ、ただいまの報告に関わり出席している理事者につきましては、退席していただいております。

次に、「旭川市いじめ防止基本方針（改定案）」に対する意見提出手続の実施について、理事者から報告願います。

○品田学校教育部長 「旭川市いじめ防止基本方針（改定案）」に対する意見提出手続の実施について御報告いたします。

お手元にお配りをしております意見提出手続に関する資料を御覧ください。

旭川市いじめ防止基本方針につきましては、いじめの防止等のための対策を推進するため、いじめ防止対策推進法に基づき、国及び北海道の基本方針の内容を踏まえるとともに、これまで本市において推進をしてきました学校の取組や、児童生徒が主体となった取組の成果等を反映し、平成31年2月に策定したものであり、令和4年3月にその一部を改定しております。

本市におきましては、令和4年9月に答申を受けたいじめの重大事態に係る調査報告書において、重大事態の認知の遅れや対応方針の誤りなど、様々な指摘や再発防止策の提言をいただいております、いずれも厳粛に受け止め、深く反省し、本市のいじめ防止対策を抜本的に改めることとしたところであります。

令和5年4月からは、市長部局に新設されたいじめ防止対策推進部と教育委員会、学校が一体となって、いじめの未然防止と早期発見及び重大化の防止に取り組む旭川モデルによるいじめ防止対策の構築を進めるとともに、令和5年6月30日に施行された旭川市いじめ防止対策推進条例に基づき、いじめから児童生徒の生命と尊厳を守り、児童生徒が安心して学校生活を送ることができるよう、いじめの防止等のための対策を推進しているというところでございます。

本基本方針につきましては、新たないじめ防止対策旭川モデルの施策を反映させるとともに、国の生徒指導提要の改訂や北海道いじめ防止基本方針の改定などを踏まえ、いじめの問題を取り巻く環境の変化に的確に対応し、いじめの防止等のための対策の一層の推進を図るため、全面的に改定することとしたところであります。

このたび、旭川市いじめ防止基本方針（改定案）を策定いたしましたので、同改定案と併せまして、3枚目にあります旭川市いじめ防止基本方針（改定案）について、市民に公表し、令和5年12月8日から令和6年1月10日まで意見提出手続を実施しようというものであります。

それでは、本改定案の内容について御説明申し上げます。4枚目以降の旭川市いじめ防止基本方針（改定案）を御覧ください。

1ページ、改定案につきましては、第1章、基本方針改定の趣旨をはじめ、4つの章で構成をされております。

2ページ、第1章、基本方針改定の趣旨につきましては、基本方針の改定の背景と趣旨について記載をしております。2ページ下段、第2章、いじめの防止等のための対策の基本的な方向に関する事項につきましては、旭川市いじめ防止対策推進条例制定の意義、関係主体の責務等、いじめの防止等に関する施策の考え方等について記載をしております。

とりわけ、少し飛びますが7ページの下段にあります、5、いじめの防止等に関する施策の考え方におきましては、市長部局、学校、教育委員会が一体となって、いじめの未然防止、早期発見と重大化の防止、再発防止を図るいじめ防止対策旭川モデルの推進体制や施策の考え方について記載をしております。

9ページになります、上段、第3章、いじめの防止等のための対策の内容に関する事項につきましては、第2章で示した考え方に基づきまして、現行の基本方針の内容を整理するとともに、強化したいじめの防止等のための対策について記載をしております。特に、9ページの下段にあります、2、市が実施するいじめの防止等の取組におきましては、第2章で示しました旭川モデルの施策の具体的な内容、また、道の基本方針に基づく取組について記載をしております。

また、15ページになります上段、3、学校が実施するいじめの防止等の取組におきましては、現行の基本方針の内容を整理するとともに、強化したいじめの防止等の取組について記載をしております。

さらに、23ページ中段、4、重大事態の対処におきましては、いじめの重大事態が発生した場合、市及び学校が、法及び国のいじめの重大事態の調査に関するガイドラインに基づき、速やかに対処するとともに、同種の事態の発生の防止に取り組むことについて記載をしております。

24ページ中段、第4章、その他いじめの防止等のための対策に関する重要事項につきましては、その他の重要事項について記載をしており、旭川市いじめ防止基本方針の公表及び見直しの検討におきましては、市が条例に基づき、市いじめ防止基本方針を策定または変更したときに、速やかに公表することや、同基本方針が適切に機能しているかどうかについて定期的に点検するとともに、国の基本方針及び道の基本方針の見直しがあった場合も含め、必要に応じて見直しを行うことについて記載をしております。

以上が、基本方針改定案の主な内容でございます。本改定案につきましては、意見提出手続の期間中、学校教育部主幹席、市政情報コーナー、各支所及び公民館等で配布するほか、本市ホームページにも掲載をしたいと考えております。今後、本常任委員会において、意見提出手続の結果について御報告するとともに、意見提出手続の結果を踏まえまして、必要な修正等を行い、今年度中の改定を目指してまいりたいと考えております。

以上でございます。よろしくお願いいたします。

○高花委員長 ただいまの報告につきまして、特に御発言はございますか。

○江川委員 端的に何点か伺っていきたくと思います。

今回、パブリックコメントを実施しますよとの範囲の中で、幾つか伺いたいですけれども、このパブリックコメントっていうのは、その性質、パブリックコメントってそもそも何のためって言ったら市民の意見を反映するため、ということですね。市民というのは、年齢にかかわらず、旭川市に住んでいらっしゃる、全ての人ということだと踏まえ、この中で、どうも何か、低年齢のお子さんたち、大事な旭川市民だと思うんですけれども、その意見がどういうふうに反映されていくのかというところが、前回のときも伺っているんですけれども、私は疑問に思っています。

まず、伺いたいんですが、このパブリックコメントを実施した後、基本方針の改定までの手続っていうのはどのように行われるのでしょうか。

○真田学校教育部次長 パブリックコメント実施後の基本方針改定までの手続につきましては、本常任委員会において、パブリックコメントの結果について御報告させていただくとともに、学校教育部といじめ防止対策推進部が中心となり、市民の皆様からいただいた御意見の基本方針への反映の検討や、懇話会における意見聴取を行い、必要な修正等を行った上で、教育委員会会議において審議し、改定してまいりたいと考えているところでございます。

また、改定した基本方針につきましては、市のホームページに公表するとともに、本常任委員会において御報告し、各学校に対し、学校いじめ防止基本方針の策定の指針と併せて通知してまいりたいと考えているところでございます。

○江川委員 このパブリックコメントを出しますよって、委員会に出す前に懇話会に報告がなされていたかなと思います。

先日、その第1回懇話会が行われていましたが、その中で、幾つか、市民といいますか、懇話会の委員の皆さんから指摘をされていたかと思えます。実際、この中にはいわゆるこの旭川モデルというところがよく分からないんだけどもとか、これ、実際、寝屋川モデルじゃないですかという指摘すらされていたかなという印象がありました。

そして、先ほどの部長の説明で、どういうふうな形で周知するかについては、いわゆるその紙ベースでというお話があったのかなあと思うんですけども、このいじめ防止基本方針っていうことを考えるときに、やはり児童生徒っていうところは、本当は幼児も入れてほしいんです。子どもっていうふうに全部、変えてほしいんですけど、そういったところの部分、実際にその人たちの意見というのがどういうふうに反映されていくのかっていうのが、実際、重要なんじゃないかなと思うところなんです。

このパブリックコメントの実施に関して、保護者への周知っていうのを、どういうふうにしていくのかを伺いたいと思います。

**○真田学校教育部長** いじめ問題への対応に当たっては、保護者の理解と協力の下、進めていく必要があることから、パブリックコメントの実施につきましては、保護者に確実に周知し、幅広く御意見をいただくことが重要であると認識しているところでございます。そのため、全ての小中学校において学校便り等を通じて、パブリックコメントの実施を周知するとともに、保護者が意見の提出を容易に行うことができるよう、保護者宛ての連絡メール等に入力フォームのURLを記載するなど、周知方法を工夫してまいりたいと考えているところでございます。

**○江川委員** いわゆるマチコミと言われるアプリが全市で導入されていますので、そこからURLで飛べるようにはしますよという回答かと思えます。よかったです。前回のときって、それが入ってなくて、どこから飛ぶんですかっていう指摘と、それから、委員会でのかなり質疑があったような印象がありましたので、その点は、さすがに1年たってないからやりますよということですね。

先ほどから申し上げているように、すごく子どもたちに関わってくるような内容だと思うんですけども、この改定する基本方針、現時点でこのパブリックコメントにかける前の段階で、もう当然入っていると思うんですけど、子どもの意見というのは、どの程度反映しようと考えているのか伺います。

**○真田学校教育部長** 子どもの意見の反映につきましては、今年の6月に制定された旭川市いじめ防止対策推進条例の児童生徒の心構えにおいて、令和4年度の生活・学習A c tサミットで話し合われた、生徒の意見を反映しているところでございまして、基本方針の改定案においても、条例同様、児童生徒の心構えを記載しているところでございます。

**○江川委員** 条例自体に入っているからっていう、もともとの理念条例に入れているんだっていう話だと思うんですけども、今、おっしゃられたように、これ、児童生徒の心構えっていうふうに言っているにもかかわらず、答弁の中でも、生徒の意見を反映しておりという言葉になっていて、どういうことかと言うと、このA c tサミットっていうのは中学生しか入っていないんですね。もともとが、本当に全部の子どもの意見が入っているのか、疑義があるっていうところが、ちょっと私の中ではどういうふうにするのかしらっていう疑問です。

いわゆる、児童生徒っていうよりも全ての子どもですね、旭川市民であるその全ての子どもの意

見っていうのを聞きなさいよっていうのは、旭川市では条例に定められているわけです。子どもの意見表明権と言われて、今回、こども家庭庁が発足して、これだけはやりましょうという中に、子どもの意見表明をする機会を大人が酌み取ることっていう文言が当然入りました。そして、今後それを保障しなければならない、これは子どもの権利条約の関係もあります。ただ、その部分で旭川市は、旭川モデルと言いながらその部分、どういうふうにするのかを伺いたいと思います。

子どもの意見の表明に関して、現在の教育委員会の認識を伺います。

**○品田学校教育部長** 子どもの意見表明につきましては、旭川市子ども条例第13条において、子どもの年齢及び心身の発達段階を踏まえながら、自らの夢や希望、生活環境等について意見を表明する機会の提供に努めるものとするについて、規定されているところでありまして、教育委員会といたしましても、児童生徒が意見を表明する機会の充実を図ることが大切であると認識をしております。

いじめ防止等に係る児童生徒の意見表明の機会といたしましては、基本方針の改定案において、児童会、生徒会を中心に、いじめの問題について話し合い、自校の実態に応じた学校いじめ防止基本方針、児童生徒版というものがあるんですけども、それを策定するなどの児童生徒が主体となった取組を進めることについて、記載をしているというところでありまして、このような取組を通して、意見表明の機会の充実を努めてまいりたいと考えております。

**○江川委員** 重要だって考えているし、大切だっていう認識はあるということで、その点は少し安心しましたが、今回のこの意見提出手続に関しては、いわゆる冬休みの期間でもあります。ですので、実際子どもたちの意見をどのように聞いていくのかっていう、大人の姿勢が実際見えていないと私は考えます。ですので、その点、しっかりと、子どもたちに関しても、ちょっと先ほど1番最初に聞きましたが、改定までの手続の流れが、時間が短いですね。けれども、終わった後でも結構ですので、子どもたちが意見を表明する機会っていうのを、きちんと保障をしてあげていただきたいという点を指摘いたしまして、この質疑は終わらせていただきます。

**○高花委員長** 他に御発言ございますか。

(「なし」の声あり)

**○高花委員長** なければ、ただいまの報告に関わり出席している理事者につきましては、退席していただいて結構でございます。

次に、「第2期旭川市学校教育基本計画(改訂版)(案)」に対する意見提出手続の実施について、理事者から報告願います。

**○品田学校教育部長** 「第2期旭川市学校教育基本計画(改訂版)(案)」に対する意見提出手続の実施につきまして御説明申し上げます。

初めに、第2期旭川市学校教育基本計画(改訂版)(案)についてであります。お配りをしました資料の3枚目になります、第2期旭川市学校教育基本計画(改訂版)(案)見直しの概要を御覧ください。本計画は策定から5年が経過し、新型コロナウイルス感染症の拡大、いじめの認知件数や不登校児童生徒数の増加、GIGAスクール構想の実現による1人1台端末の導入など、社会や子どもの状況ですとか、子どもを取り巻く状況、また、教育に関わる国の動向等が変化したことから、基本理念、目指す子ども像、目標、基本施策、取組の概要は維持しつつも、取組の詳細及び主な事務事業を見直すということとしたものでございます。

資料の4枚目A3の見開き、基本計画（改訂版）（案）の体系表を御覧ください。本計画の見直しにつきまして、御意見等をいただく懇話会での御意見を踏まえながら、真ん中にあります四角の枠で囲みました取組の詳細に関する見直しの視点を設定いたしました。1人1台端末を活用した児童生徒の一人一人の教育的ニーズを踏まえた教育、いじめ防止対策推進法に基づくいじめの防止等のための対策、互いの人権を尊重し、いじめを許さない態度の育成、猛暑による熱中症による健康被害への対策など、16の視点を掲げております。また、これらの視点に基づきまして、右側の欄に下線でお示しをしました主な事務事業を中心に改善、充実を図ってまいりたいと考えています。

なお、詳細につきましては資料5枚目からの第2期旭川市学校教育基本計画（改訂版）（案）の冊子にまとめているところでございます。

次に、意見提出手続の実施についてであります。お配りをしました資料の1枚目になります。「第2期旭川市学校教育基本計画（改訂版）（案）」に対する意見等の募集についてを御覧ください。旭川市市民参加推進条例第11条第1項の規定に基づきまして、意見提出手続を実施するというものであります。意見募集期間につきましては、令和5年12月4日から令和6年1月12日まで、周知につきましては、本市ホームページのほか、各支所、各公民館の窓口、広報誌「あさひばし」にて行います。

また、意見の提出方法につきましては、郵送、ファクシミリ、電子メール、電子申請のほか、各支所、公民館での窓口でも受付をしたいと考えております。意見提出手続の結果につきましては、提出された御意見を踏まえまして、年度内に改定をするという予定であります。

以上が、本計画改訂版案に対する意見提出手続の実施についての説明であります。どうぞよろしくお願いいたします。

**○高花委員長** ただいまの報告につきまして、特に御発言はございますか。

（「なし」の声あり）

**○高花委員長** なければ、次に、いじめの重大事態に係る調査報告書の保管状況に関する調査結果について、理事者から報告願います。

**○品田学校教育部長** いじめの重大事態に係る調査報告書の保管状況に関する調査結果について、御報告申し上げます。

本件につきましては、令和4年9月12日に、いじめ防止等対策委員会から答申を受けた調査報告書につきまして、一部黒塗りを施した上で公表しているところではありますが、旭川市議会議員のSNS上で流出した、旭川女子凍死事件の黒塗りでない報告書を入手しましたとの内容が発信されたことに対し、御遺族側から、調査等を求める要望書が提出されたことを受け、調査を行ったというものであります。

調査報告書につきましては、教育委員会内部のほか、市長、北海道教育委員会、文部科学省、御遺族に提出しているところではありますが、守秘義務を有する機関に対し調査を行っております。初めにそれぞれの機関の保管状況についてであります。まず、紙媒体については、各機関においては、特定の個人が鍵付きの机等に保管をしており、一般の職員が自由に閲覧できる状況にはなく、また、盗難等が疑われるような形跡があったとの報告もなかったところであり、調査報告書を保管している職員等からは、さらなる不正や、第三者への貸出などの行為がないことを確認いたしました。電子データにつきましても、適切に保管されており、盗難紛失等の形跡は見られなかったとこ

ろであります。また、関係する議員からも聞き取りを行ったところではありますが、入手経路の特定はできず、既に調査報告書は廃棄したとのことであり、これ以上の追跡はできなかつたところでもあります。

これらの状況を踏まえまして、事案への対応について検討した結果、流出したとされる文書の存在が確認できないことから、報告書が流出したという確証はないこと、当該文書の保有者に守秘義務のない者も含まれていることから、犯罪が存在するという確証がないことなどから告発したとしても、犯罪や犯人の特定につながらず、単に形式的なものになる公算が高いものと考えたところがあります。

このようなことから、現時点では告発を見送ることといたしますが、今後、流出文書の確認や犯罪の存在が明らかとなった場合には、告発等も含め、厳正に対処していくことを考えております。

次に、再発防止策として、教育委員会職員及び関係機関に対し、情報管理の徹底について周知依頼等を行うなど、4点を掲げておりますが、関係部局、関係機関などとも協議しながら、これらについてしっかりと取り組んでまいりたいと考えております。

以上でございます。よろしくお願いいたします。

○高花委員長 ただいまの報告につきまして、特に御発言はございますか。

○佐藤委員 それでは、今回のいじめ重大事案に係る調査報告書の保管状況及び状況に関する調査結果について、何点か質問をさせていただきます。

先ほども、SNS上にそういう、見たという情報が流れたということも一つ、調査の発端であります。何と云っても、この議会で、上野議員から、黒塗りされていない報告書が外部に流れていて、私も一読する機会がありました、黒塗りされた部分を読みましたので、それに関連した質問をいたしますということで、さきの決算審査特別委員会で質問されたわけです。

私たちがもらっているのは、全部マーキングされているやつです。それで、議会で発言しているわけですね。ところが、この黒塗りのないものを見て、それで議会で質問をする。これは、とんでもないことです。どこにも公表されていないようなものを使って、議会で質問しているわけです。

これは絶対許されない。私は今回、この文書を見たという人、もしくはその状況について確認をしたいんです。

のむらパターソン議員と上野議員に対して、どなたが、いつ、この聞き取りをしたのか教えていただきたいと思っております。

○石原学校教育部長 議員への聞き取りの状況ということでございますけれども、まず、のむらパターソン議員につきましては、10月10日の午後、上野議員については、10月10日の午前にも、教育長、学校教育部長の2名で聞き取り調査を行っているところです。

○佐藤委員 分かりました。

お二人で聞き取りをした。それでは、具体的に聞き取りの内容についてちょっとお伺いしたい。調査報告書の中では、のむらパターソン議員の文書の入手経路について書いてあるわけです。令和5年9月10日に、自宅のポストに無記名で投函されたということです。のむらパターソン議員は、報告書が自宅に送付された、本物かどうかわからない、そんな公表されていないようなものがポストに入っていた。これをなぜ、教育委員会に届けなかったんですか、その点はお聞きになったのかどうかお伺いします。

○石原学校教育部長 のむらパターソン議員からは、自宅に投函された報告書については、マスクの無い報告書でありまして、公表されていないものであると認識したことから、届いた文書の取扱いについて、本件に深く関わっている、同じ会派の上野議員と相談したところ、文書の内容について、議会の場で質疑する、そういった意向が示されたことから、上野議員に一旦預けることとしたものと聞いてございます。

○佐藤委員 これ、本物だって認識しているんです。それで届けなくて、上野議員に渡したって、こういう話ですね、この調査ってというのは。それを受け取った上野議員が、なぜか2週間もこれを持っていてわけですよね。公表されていない、議員として持つてはいけない報告書が手に入ったからって、2週間以上もなぜ持ち続けたのか、それについてお聞きしましたか。

○石原学校教育部長 上野議員からは、報告書を読み込むのに時間を要した、また質疑をする、そういった関係でそこまで保持していたというふうに話を聞いています。

○佐藤委員 質問のためにということかもしれませんが、これも極めて不適切な行動です。のむらパターソン議員に返却したと調査報告にはありますが、今度は、のむらパターソン議員は、この報告書を廃棄したと報告書ではなっているんですが、これはなぜ、廃棄したんでしょうか。それについてはお聞きしましたか。

○石原学校教育部長 のむらパターソン議員からは、もともと、当該報告書については公表したりすることは考えていなかったと。上野議員が質疑を終えて、報告書が返却されたことから、のむらパターソン議員としては、それを保有する必要がなくなったということで自主的に廃棄したものと聞いています。

○佐藤委員 これも何かおかしい感じがするんだね、僕からすると。御本人がいるわけじゃないから、議長に聞いているわけじゃないんですが、皆さん、これは、本当おかしいですよ。

もう一度、改めて言うと、今回の結果は告発をしないわけですよ。こんなに世の中を騒がせて、なおかつ、議会で公表されていないものを基に質問したと、こういう行為が行われたことについて、非常にじくじたる思いがしているわけです、私は。

それで、もう一度、告発しないという判断に至った理由と、今後、告発する場合、どういう場合に告発をもう一回考えるんだというのをお示してください。

○品田学校教育部長 今回の件につきまして、告発を見送ることとした理由といたしましては、報告書にも記載しているところではありますが、流出したとされる文書の存在が確認できないことから、報告書が流出したという確証がないこと、当該文書の保有者に守秘義務のないものも含まれていることから、犯罪が存在するという確証がないこと、被疑者が全くの不祥であること、犯罪の日時も不明であることなどから、告発したとしても、犯罪や犯人の特定につながらず、単に形式的なものになる公算が高いものと考え、現時点で告発を見送ることとしたところでございます。

しかしながら、今後、流出文書の確認や盗難、それから守秘義務違反などの存在、犯罪の存在が明らかとなった場合には、告発等も含め、厳正に対処してまいりたいと考えているところでございます。

○佐藤委員 質問のほうは、以上で終わります。

関連意見をちょっと述べさせていただきたい。上野議員は、こういう発言をされているんだ。「ほかにも伝えたいことはたくさんありますが、個人情報もありますし、あまり語るなどとも言われ



ておりますので控えます」って、あまり多く語るな、なんて言っている。もしかすると、分からない人が投函したって言っているけど、あんまり語るなよっていうことは、この前提条件が狂う可能性があるんだ。知ってる人からこの報告書もらっているっていうことが疑われるような発言がある。これも一つ、指摘したい。

もう一つは、これは一番大事なことですよ。この発言の中で、先ほど、いじめと自死との因果関係で述べたように、黒塗りされていない報告書を読むことにより、再調査は必要ないと私自身は思っております、こういう発言をしている。これは再調査委員会の設置を否定することなんです。大変なことですよ、これは。こういう発言があったことについて、非常に遺憾であるということを経験して、最後に申し上げて、私の質問を終わります。以上です。

○高花委員長 他に御発言はございますか。

○品田委員 私のほうからはまず、調査結果に関しての質問と、今回の事案、黒塗りされていない文書が投函されていて、その後、上野議員に渡し廃棄したという、その管理につきまして、質問をしていきたいと思っております。

まず、調査結果に書かれていた中で、疑問に思った点について質問します。マーキング加工とはどのようなものなんでしょうか。原本または原本を複製したものと別のものとを判別できるということなのか、それから、再調査委員会には、原本を複製したものではないものを渡していたということなんでしょうか。それはどうしてなのかということをお聞きしたいと思います。

○石原学校教育部長 調査報告書につきましては、黒塗りされていない原本と、公表用に一部黒塗りをしているものの2種類がありますけれども、黒塗りをしている部分に例えばアンダーラインを引くなどの加工をすることで、2つを見比べなくても、一目で公表部分と非公表部分が判別できることから、再調査委員会に対しましては便宜上、そういった加工をした報告書を渡しているところでございます。

一方で、上野議員、のむらパターソン議員からの聞き取りでは、そういった加工があったとの話はなかったというところでございます。

○品田委員 当該文書の保有者に守秘義務のない者も含まれているとあります。守秘義務のある者とならない者に文書が渡っているということが今回のことで分かりました。調査報告にあったもので、守秘義務のある者は誰が該当し、ない者は誰が該当するのでしょうか。また、その根拠とされる法律を示してください。

○石原学校教育部長 守秘義務につきましては、法令で申しますと、地方公務員法の第60条、及び附則第9条、そして地方教育行政の組織及び運営に関する法律、第11条、第12条等で記載されておまして、対象につきましては、一般職の公務員、教育長でありますことから、例えば、市であれば、市長が対象外ということで、それ以外の者として、御遺族については、守秘義務が課せられているような状況にはありません。

○品田委員 市長には守秘義務がないということが分かりました。報告書流出と犯罪が存在するという確証がなく、被疑者不詳で犯罪日時も不明等から、犯罪や犯人の特定につながらず、形式的なものになる公算が高いものと考えられるとして、今回は告発を見送ったとしています。告発を見送ったことに関して、御遺族から抗議や今後の対応への要望等はなかったのでしょうか。あったとしたら、どのようなことが求められたのかお示してください。

○石原学校教育部長 報告書の保管状況につきましては、令和5年10月1日付で、御遺族側から要望書を受理しておりますことから、その回答として、11月24日付で今回と同じ報告書を提出しているところでございます。そのことに関しましては、代理人の弁護士を通じて、個人情報漏えいのおそれを生じさせたことは、極めて遺憾であると、また、漏えいの実事関係が確認できた場合は、市教委、その他関係当局と連携して、引き続き、刑事告発を求めることなどの意見をいただいているところでございます。

○品田委員 再発防止策について伺います。

今後について書かれておりますが、これまでの部分についての対策はどのようにするのかお示しください。

○石原学校教育部長 報告書においては、再発防止策を4点掲げてございますけれども、本事案、今回の事案に対する対応といたしましては、教育委員会職員及び関係機関に対しまして、情報管理の徹底について、周知、依頼等を行うとともに、現状において、特段保有する必要のない複写物、電子データは廃棄または消去を行う、このようなこととしてございます。

○品田委員 次に、今回の事案に関してお伺いしたいと思います。先ほど、守秘義務について伺いました。今回、投函されて読んだ議員に守秘義務は生じるのでしょうか。また、ほかの人に読ませる行為は、何らかの法律等に抵触するのでしょうか。守秘義務が生じたり、法に抵触するとしたら、その根拠となる法律等を示していただきたいと思えます。

また、ちょっと付け加えさせていただきますが、先ほど佐藤委員が議員として持ちこたない文書だとおっしゃっていましたが、それはなぜそういう根拠なのかありますか、そういうものが。分かれば教えてください。

○石原学校教育部長 通常の議員活動においては、議員に守秘義務が課せられておりませんことから、今回のケースにおいて、法律上の守秘義務というのは発生しないというふうに考えてございます。

後段の質問なんですけれども、特段、取得のことに関して法令上の違反等が直接問われる部分はちょっと思い当たらないんですけれども、やはりそのものが盗難されたもの、あるいは守秘義務違反により流出されたものというようなことも想定される中で、そういったものを保持して、内容を確認し、公表するということが倫理上問題あるという意味で、佐藤委員が発言されたものと考えます。

○品田委員 今後、流出文書の確認や犯罪の存在が明らかとなった場合には、告発等も含め厳正に対処していくこととすとしてしています。今回受け取った文書を本人は廃棄したとしていますが、その廃棄行為は、何らかの罪に問われますでしょうか。

○石原学校教育部長 犯罪であるかの該当性につきましては、検察当局、あるいは警察が判断することとさせていただきますけれども、例えば、廃棄行為ということで考えられる証拠隠滅の罪につきましては、条文で「他人の刑事事件に関する証拠を隠滅し、偽造し若しくは変造し、または、偽造若しくは変造の証拠を使用した者」とされております。この条文からしますと、刑事事件があることを前提とすれば、廃棄行為が証拠隠滅罪に当たる、そういった可能性もあるかなというふうには考えます。しかしながら、今回、教育委員会としては、犯罪性としての要件である、刑事事件が存在するという確証がないことから、告発を見送るとしたところでありまして、現時点ではそういった部

分でも、告発は難しいかなというふうに考えてございます。

**○品田委員** 某議員のブログで、第3回定例会決算審査特別委員会の上野議員の総括質疑に触れた記事がありまして、全く事実と異なることを書いて公表していることに、私は議員としての資質を疑うとともに人として本当に失望いたしました。

しかし、問題は記載されている内容です。読み上げます。発言者は、黒塗りでない報告書を入手したと得意げに、被害者自身のプライバシーを赤裸々に暴露していました。しかし、被害者は、このような自らの恥ずかしい事実の公の場での公表を本当に希望したのでしょうか。

皆さん御存じのように、上野議員の総括質疑にはこのような発言は全くありませんでした。それなのに、なぜ、被害者は、このような自らの恥ずかしい事実という言葉が出てくるのでしょうか。ひょっとしたら、上野議員をさらにおとしめるために書いたのかもしれませんが、しかし、まるで、黒塗りでない報告書を読んでいるかのごとく、受け止めることのできる内容です。

これを読んで、逆に疑念が沸いてきました。一部議員は黒塗りでない報告書を読んでいるのではないかという疑念です。うわさを耳にした方もおられるのではないのでしょうか。教育委員会が把握していることがあればお示してください。

**○石原学校教育部長** 黒塗りでない報告書の件につきましては、今回、提出させていただいている調査の結果の内容以外に、教育委員会として把握している事実はございません。

**○品田委員** 知っていても、そう答弁するしかないことを質問してすいません。

この間の手続では、議員全員が黒塗りの調査報告書しか読めない、読んでいなかったはずですが、しかし、ブログ発信もそうですが、うわさも聞こえてきます。守秘義務のない方にも渡っているとのことですし、犯罪性はないのかもしれませんが、隠そうとすればするほど、人はより関心を持つものではないのでしょうか。

ところで、今回の件に関して、議員の質問内容が遺族側弁護士に渡っていたと言われていますが、事実関係を確認したいです。それから、今後の審議に関わって、委員の質問もしくは答弁内容等が遺族側弁護士に情報提供されることがあるのかお示してください。

**○品田学校教育部長** いじめの重大事態の調査に関わりましては、ガイドラインにおいて、被害児童・保護者に寄り添いながら対応することを第一とし、信頼関係を構築すること、調査の進捗等の経過報告を行うとされているところであります。また、これまでの議会質疑におきまして、教育委員会としてそういった対応が十分でなかったとの指摘もありまして、御遺族に寄り添いながら、必要な情報提供を行うよう努めてきたところでございます。現状において、市教委における調査はもう既に終了しておりますけれども、再調査中でありますことから、御遺族等に深く関わる情報につきましては、適宜情報提供を行っているところであります。

今回、黒塗りでない報告書を見たという前提で、議会質疑がされることにつきましては、報告書の黒塗りが、御遺族の意向を踏まえながら実施したものでありますことから、事前に遺族側に情報提供していたところございまして、想定される質疑についても、教育委員会でまとめ、遺族側に提供したところでございます。

このことにつきましては、質疑される議員にしっかりとお伝えすべきであったところであり、大変申し訳ないと考えているところであります。今後遺族側に情報を提供する際には、このようなことがないように対応してまいりたいと思います。

○品田委員 本人に伝えた上で、遺族側弁護士に情報を提供していくということですね。御遺族に寄り添い、信頼関係を構築することと、調査の進捗状況の経過報告を行うためとのことですが、調査に全く関わっていない議員たちの質問も含まれるということは納得がいきません。教育委員会の対応の不十分さが指摘されたとはいえ、議員の質問が事前に第三者に漏れるということはあるとはならないことではないでしょうか。私の指摘も含め、御遺族に御理解いただく努力をすべきだと考えます。再考願いたいと思います。

上野議員の総括質疑を聞いて、私は、議員は黒塗りのない報告書を全員読むべきではないかという思いを強くいたしました。先ほど再調査委員会の設置を否定するものだという事で佐藤委員がちょっと怒っておっしゃっていましたが、私たち自身、黒塗りのものしか与えられておりませんので、再調査委員会の設置自体も、言われるがままという、実際、黒塗り部分を全部読んでいませんから、だから、そういうことで、承認するしかなかったという経緯があったと思います。そのことも、再調査委員会が本当に必要だったのかどうかも含め、その判断をする上でも必要だと思いますし、本来なら今回のようなケースは、被害者とその保護者、教育委員会と学校で情報を共有して、今後のこと等を話し合うべきことかもしれませんが、御本人がお亡くなりになり、全国にセンセーショナルに報道された事案でございます。個人のプライバシーに関わるものであるため、市民全員に明らかにするのは控えなければなりません、市民の代表としての市議は、読むべきではないかと考えます。

いろいろな判断が結局は、私たちは言われるがままになってきていた。そして、決算審査特別委員会でも、黒塗りのない報告書を読んだ上野議員が指摘したように、この報告書の中には、いじめ問題で取り組むべき重要な課題が示されているのではないかと私は考えます。この調査にも、再調査にも少なくない市税を投入しております。旭川市いじめ防止対策推進条例を制定しましたが、旭川市いじめ防止基本方針（改定案）を今議論している最中であり、今後もいじめ防止対策を推進していくために、この報告書を生かして、再発防止につなげていく必要があると考えます。

議員が読むには秘密会を開催となりますが、議員全員を対象とするには時間がかかりそうです。私は、いじめ問題を所管し、主体的に関わる子育て文教常任委員会で取り組みたいと思います。開催するにはどのような手続が必要なのか、また、守秘義務とか質問の制限とか生じる責任や議員活動の制限等を調べ、皆様に諮っていきたいと思います。

今日は意見としてだけ述べさせていただき、発議はしませんが、皆様、御検討をよろしく願いますということで質問を終えたいと思います。

○高花委員長 他に御発言はございますか。

○駒木委員 私からは、さきのお二人の質疑の中で、質問の多くは消化されましたので、報告書を読んだ疑問点について4点だけ確認をさせていただきます。

御遺族から要望書の提出があつてからもうすぐ2か月が経過することになりますが、ここまで時間を要した理由についてお伺いします。

○石原学校教育部長 調査の状況に関してですけれども、市内部の調査報告書の保管状況等の調査につきましては、比較的、短期間で終えたところでございますが、北海道教育委員会、文部科学省につきましては、当時の職員が異動で地方に行っていたり、本庁から遠くに行っているようなケースもあったことから、時間がかかったこともありますし、また、警察への相談や、調査内容等の

追加、また、北海道教育委員会、文部科学省等から回答があった部分の再確認、そういったやりとりなどを行ってきた結果、報告書の作成に時間を要してしまったところでございます。

○駒木委員 警察に相談されたとのことですが、どのようなことを相談されたのでしょうか、お伺いします。

○石原学校教育部長 警察に対しては、2回相談に伺ってございます。主な内容といたしましては、刑法の解釈でありますとか、関係職員や議員等へ確認する内容、また、電子データ等の保存に係る調査などについてのアドバイスをいただいたところでございます。

○駒木委員 コピーを保有している職員への調査は誰がどのように行ったのでしょうか、お伺いします。

○石原学校教育部長 市内部の調査に関しては、基本的には、教育政策課長である私が目視により、個別にコピーしたもの、保管状況等を確認しているところでございます。

文部科学省、道教委につきましては、私は出向いての調査はしてないですけども、個別に、誰がいつ確認したかの報告をいただいているところでありまして、確認者としては所属長が目視で確認している場合が多くなってございます。なお、退職などにより、既に物を廃棄している、そういった場合については、電話により、口頭でその旨を確認しているところでございます。

○駒木委員 ファイルサーバーのアクセスログを確認したとありますが、教育委員会以外の機関も含めて行ったのでしょうか、お伺いします。

○石原学校教育部長 電子データの保管状況の確認につきましては、警察のアドバイスを受けて実施したところでございますが、市内部についてのみ実施したものでございまして、特に不正なアクセス等は見当たらなかったところでございます。

文部科学省、道教委につきましては、様々調査手法でありますとか、調査費用、そういったこともございまして、アクセスログの解析までの依頼は行ってないところですが、一部職員のみが閲覧できるフォルダで管理し、盗難、紛失等の形跡は見られなかったとの報告を受けている、そういった状況でございます。

○駒木委員 今回の騒動で、何よりも御遺族が一番心を痛めていることと考えるので、このような疑念が起こることのないよう再発防止策に努めていただくようお願いを申し上げます。

○高花委員長 他に御発言はございますか。

○中村みなこ委員 私からは、品田委員と質疑がかぶるところがありまして、守秘義務とか法的根拠の部分は大方消化されておりますので、それ以外の部分ということで、再発防止策について何点か質問させていただきます。内容等について詳しく伺いたいと思います。

まず1点目、教育委員会職員及び関係機関に対し、情報管理の徹底について周知依頼等を行うとありますが、周知依頼等の現在の状況についてお伺いいたします。

○石原学校教育部長 教育委員会の学校教育部におきましては、各施設長に対しまして、コンプライアンスの徹底について周知を図るよう伝えているところであり、関係部局においても、同様の対応をしているというふうに聞いてございます。北海道教育委員会においても、このことについて、口頭でまず依頼を行ったところですが、既に、保管状況の確認の際に、情報管理の徹底を図っている、そういった回答があったところです。

○中村みなこ委員 改めて徹底を図るということがされたということです。

では、次に2つ目、現状において特段に保有する必要のない複写物、電子データは廃棄、または消去を行うとあります。先ほども少し触れられておりましたが、既に廃棄したものなど、お知らせください。

**○石原学校教育部次長** 個別の状況を全て確認しておりますけれども、まず、学校教育部の状況についてですが、学校教育部の各担当におきましては、再発防止策の検討や、再調査の結果を受けての対応、様々ございますので、現時点において、保有する必要があるというふうに考えてございます。教育委員会会議の議案として、教育委員に配付したものについては、現段階で特段必要がないということでございますので、委員から回収するなどして全て廃棄しているというところでございます。

**○中村みなこ委員** では、3つ目です。紙媒体及び電子データの複写交付簿を整備するとありますが、交付簿とは詳しくどういうものなのかということと、今現在の交付簿の整備についての状況をお示してください。

**○石原学校教育部次長** 複写交付簿の整備につきましては、11月21日に北海道教育委員会からの提言を受けたものでありまして、北海道教育委員会では、複写物がいつ、誰が、誰に、どのような方法で提供したか分かるように、既に整備済みということは何っておりますので、学校教育部におきましても、道教委の対策、様式等を参考にしながら、整備を行ってまいりたいと考えております。

**○中村みなこ委員** 交付簿については、記録簿という感じのものなんですね。これから整備するというので進めていただければと思っております。

それでは4点目です。今後、調査報告書の関係機関への提出の際には、例えば提出先が識別できる加工等を施すなどの対策を検討するとあります。具体的にはどのような加工を行うのでしょうか。

**○石原学校教育部次長** 現在、実際の在り方については、検討中で確定したものではありませんけれども、私どもで考えるところとしては、例えば、各機関に、コピー、複写物を提出する際に、例えば、各機関ごとに異なった文字でありますとか、番号を各ページに、薄く印刷した用紙に、報告書をコピーするというようなことを想定しておりまして、このことで、仮に、さらにコピーした際に、その番号等で、出どころが識別できるということとなって、不正流出の抑止が図られるのではないかと考えているところでございます。

**○中村みなこ委員** はい。今、4つの再発防止策について説明していただきました。聞いていて、どれも特別なことではないし、当たり前やるべきこともたくさん組み込まれているなと思います。それと同時に、これさえやっておけば大丈夫というものも、もうないんだろうなというふうにも思います。最終的には資料を手にした人の責任感とか、常識とか、モラルとか、そういうところも問われてくることもあるんだろうと思いますが、今後ともしっかりと、管理と監視のほうを進めて不正流出のないように努めていただきたいと思います。

**○高花委員長** 他に御発言はございますか。

**○江川委員** ちょっと質疑を聞いていて、3点だけ確認をさせていただきます。

まず、1点目です。今回のこの保管状況に関する調査結果というのは、あくまで守秘義務を有するところに調査をかけた結果という認識で間違いないでしょうか。

**○石原学校教育部次長** 今回の調査に関しましては、先ほど申しましたけれども、守秘義務を有し

ていない市長に関しては調査させていただいて、保管状況を確認しております。

○江川委員 2点目です。この報告書の資料の中で、2、調査報告書の提出先についてというところの文章を読んでいくと、先ほど品田委員の質疑の中でもありました調査報告書というものが、いわゆる3種類あるという認識でいいですね。まず、公表されている黒塗りのバージョン、その黒塗りのバージョンの黒塗り部分が分かるように、マーキングがされているもの、それから、原本と全く同じマーキングも黒塗りもされていないもの、この3種類で間違いないでしょうか。

○石原学校教育部長 今発言があったとおり、3種類の報告書があることになります。

○江川委員 3点目、最後です。上野議員、そしてのむらパターソン議員から聞き取りをした中で、さきにも質疑がありましたが、見たものに関しては、マーキングはされていないかというふうな発言で間違いないでしょうか。

○石原学校教育部長 間違いございません。

○高花委員長 他に御発言はございますか。

(「なし」の声あり)

○高花委員長 なければ、以上で予定していた議事は全て終了いたしました。

その他、委員の皆様から御発言ありませんか。

(「なし」の声あり)

○高花委員長 なければ、本日の委員会はこれをもって散会いたします。

---

散会 午前11時47分